

よくある質問一覧 (令和5年12月現在) 調布市福祉健康部健康推進課

No.	質問	回答
1	ギフトをもらうにはどうしたらいいですか。	事業開始(令和5年2月1日)後に対象となる方は、ゆりかご調布面接、こんにちは赤ちゃん訪問をお受けください。その際に申請方法などをご案内します。 事業開始前に出生・妊娠などで該当する方は2月下旬に申請書等を送付しております。(令和5年7月末をもって申請受付終了)
2	外国籍ですが、ギフトはもらえますか。	外国籍の方も、日本国籍を有する者と同様の条件を満たせば対象となります。
3	なぜ現金給付ではないのですか。	当事業の応援ギフトは、国の指針により電子クーポンでの提供が基本となっております。現金給付は臨時的に認められていますが、調布市では、現金給付と電子クーポンの提供によって市民へのサービス格差が生じないようにするため、事業開始時から電子クーポンの提供となりました。ご理解いただきますようお願いいたします。
4	出生時に10万円もらえる東京都出産応援事業と同じものですか。	令和5年度から「東京都出産応援事業」が「東京都出産・子育て応援事業」に見直されました。ようこそ調布っ子サポート事業の「子育て応援ギフト」においては、国の出産・子育て応援交付金と東京都出産・子育て応援事業を併せて、「東京都出産応援事業」と同額の10万円相当を提供します。
5	多胎児の場合はどのようにギフトをもらえますか。	出産応援ギフトは1回の妊娠につき5万円相当、子育て応援ギフトは出生した児一人につき10万円相当を提供いたします。(注1) 多胎児の場合は、出産応援ギフト5万円相当と、出生した児の人数分の子育て応援ギフト10万円相当を合計した額となります。 (例：双子の場合は計25万円相当)
6	流産・死産した場合は対象になりますか。	母子健康手帳交付後に流産・死産された場合、出産応援ギフトの対象となります。健康推進課では、保健師等の専門職が心や体の不安や悩み等についてご相談をお受けしますので、ご相談ください。
7	出生後、児が亡くなりました。ギフトの対象になりますか。	出生後に児が死亡された場合は、子育て応援ギフトの対象となります。詳細は、健康推進課までお問い合わせください。
8	他自治体で母子健康手帳の交付を受けました。調布市に転入予定ですが、ギフトはもらえますか。	申請時に調布市に住民登録があり、ゆりかご調布面接をお受けいただければ対象となります。 <u>ただし、母子健康手帳の交付を受けた市区町村で出産応援ギフトを受け取っている場合は対象となりません。</u>

9	調布市から転出予定ですが、ギフトはもらえますか。	申請時に調布市に住民登録があり、条件を満たした場合は対象となります。申請内容を精査した後、申請月の翌月以降に順次発送予定です。配送先は確実に受け取れるご住所をご指定ください。住所が未定の場合はお問い合わせください。 転出先での受取りを希望される場合は転出先の市区町村へお問い合わせください。 なお、 <u>出産応援ギフト・子育て応援ギフトともに複数の市区町村から重複して受け取ることはできません。</u>
10	里帰りのため、調布市でこんにちは赤ちゃん訪問を受ける予定がありません。ギフトの対象にはなりますか。	子育て応援ギフトは、調布市でこんにちは赤ちゃん訪問を受けた方が対象となります。里帰り先で訪問を受けた場合は、調布市にお戻り後に訪問をお受けいただくことでギフトの対象となります。里帰り期間が長期となる場合は健康推進課までお問い合わせください。
11	ギフトカードを紛失しました。	初回登録前にカードを紛失した場合は、担当窓口で再交付します。健康推進課までお問い合わせください。 なお、再交付の際は窓口での受渡しとなります。 初回登録後にカードを紛失した場合はコールセンターにお問い合わせください。 コールセンター：0120-922-283 午前9時から午後6時まで・年中無休（年末年始を除く）
12	こんにちは赤ちゃん訪問を受けて、申請しましたがギフトはいつ頃届きますか。	申請いただいた月の翌月以降に順次発送します。
13	ギフト配送時に不在で受け取れませんでした。	配送業者の指定する再配達期間内であれば、ご自身で再配達の手配が可能です。再配達期間を超過すると健康推進課に返戻されます。この場合、再度の郵送はいたしかねますので窓口での受け取りをお願いします。受け取りの際は、持ち物などお伝えしたいことがありますので健康推進課にご連絡ください。
14	申請から3か月以上経過しましたがギフトが届きません	ギフトは申請いただいた内容を精査し、対象となる方へは申請月の翌月以降に順次発送します。発送後、指定のご住所にご不在で再配達期間を超過すると健康推進課に返戻されます。ギフト発送状況をお調べしますので、健康推進課にご連絡ください。
15	海外から転入した場合はギフトを受け取れますか。	ご状況により対象となる場合があります。ギフトを希望される場合は健康推進課までご連絡ください。

(注1)令和4年4月から令和5年3月までに出生した子の養育者への支給額は、出産応援ギフトは1回の妊娠につき5万円相当、子育て応援ギフトは出生した児一人につき5万円相当となります。

双子の場合は、出産応援ギフト5万円相当と子育て応援ギフト5万円相当を2人分の合計15万円相当の提供となります。